

# 消防計画（テナント用）作成例

## （目的と適用範囲）

第1条 この計画は、建物名称 階 テナント名に勤務し、又は出入りするすべての者に適用し、火災等の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

## （管理権原者の責務）

第2条 防火管理業務に関し、次の事項について責務を有する。

- （1）管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- （2）管理権原者は、防火・防災上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

## （防火管理者の業務）

第3条 防火管理者は、次の業務を行うものとする。

- （1）消防計画の作成及び変更、消防機関への各種届出
- （2）消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- （3）火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督
- （4）消防用設備等の法令点検・整備及びその立会い
- （5）収容人員の適正管理
- （6）統括防火管理者への報告
- （7）建物全体についての消防計画に定める事項の遵守
- （8）その他防火管理上必要な業務

## （火災予防）

第4条 日常の火災予防を図るため、次の対策等を行う。

- （1）従業員は、火気管理、出火防止及びこの計画を遵守し、火災予防を行うものとする。
- （2）廊下、避難階段、避難口、避難通路等には、避難障害となる物品を置かないこと。

2 防火管理業務を確実に実行するため、防火担当責任者及び火元責任者を定め、次の防火管理業務を行う。

### 予防管理組織の編成と任務（例）

	担当者	任務内容
防火担当責任者		・火元責任者に対する業務の指導及び監督 ・防火管理者の補助
火元責任者		・火気管理、避難設備等の維持管理 ・防火担当責任者の補助

(自主点検・検査)

第5条 火災予防上の自主検査・点検を次により定期的実施する。

(例)

点検対象	点検実施月
防火・避難施設	月 ・ 月
火気使用設備器具	月 ・ 月
電気設備器具	月 ・ 月

2 不備欠陥事項の改修は、建物全体についての消防計画に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

(消防用設備等の法令点検・記録)

第6条 防火管理者は、テナント内に設置されている消防用設備等について、消防用設備等有資格者に点検を行わせ、\_\_\_\_年に1回点検結果を長岡市消防長へ報告しなければならない。

(例)

消防用設備等	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消 火 器	月 ・ 月	
自動火災報知設備	月 ・ 月	月
誘 導 灯	月 ・ 月	
避 難 器 具	月 ・ 月	月

2 防火管理者は、点検結果を維持台帳に記録するとともに、3年間保管する。

(自衛消防組織)

第7条 テナント内で火災等の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成する。

自衛消防隊の編成と任務(例)

自衛消防隊長 ( ) ・各担当に対する指揮、命令 ・避難誘導の把握	初期消火担当 ( )	・消火器等により初期消火をする。 ・天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する
	通報連絡担当 ( )	・119番通報、関係者へ連絡する。 ・到着した消防隊への情報提供を行う。
	避難誘導担当 ( )	・避難経路図による避難誘導を行う。 ・大声で簡潔に行いパニック防止に努める。

2 テナント外で火災等が発生した場合は、建物全体についての消防計画に定める「自衛消防組織」に基づき行動する。

( 日常の地震対策・地震時の活動 )

第 8 条 地震時の活動組織は、火災時の自衛消防の組織とし、次の事項を行う。

- ( 1 ) テナント内の避難経路及び出入口等の柵、備品等の転倒、落下防止措置を行う。
- ( 2 ) 火気設備器具等の適正な管理、出火防止措置を行う。
- ( 3 ) 在館者を落ち着かせ、避難命令があるまで安全な場所で待機させる。
- ( 4 ) 自衛消防隊長は、建物全般についての被災状況及び建物周辺の状況の把握に努める。
- ( 5 ) 建物全体についての消防計画に定める「自衛消防組織」に基づき行動する。

( 防災教育と訓練 )

第 9 条 防火管理者は、従業員・新入社員等に必要の都度、次の教育及び訓練を行う。

教育の時期等 ( 例 )

対象者	実施時期	教育の内容
全従業員	月・月  新入社員は、その都度実施する。	・ 消防計画の周知徹底 ・ 火災予防上の遵守事項 ・ 従業員各自の任務と活動 ・ 消防用設備等の使用方法 ・ その他防火管理上必要な事項

訓練の実施時期等 ( 例 )

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	・ 火災等の発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。	月・月
部分訓練	・ 消火・通報・避難誘導等の訓練を個別に行う。	月・月

2 防火管理者は、訓練を実施する場合は、事前に消防機関に通報する。

( 防火管理業務の一部委託 )

第 1 0 条 防火管理に関する業務の一部を、次のとおりに委託する。

受託者の名称及び住所等	名 称	
	住所・電話	( )
防火管理業務の委託状況	方 法	常駐 巡回 遠隔移報
	委 託 範 囲	

この計画は、 年 月 日から施行する。